

企業の社会的責任と会計の課題

Social Responsibilities of Business Corporation and Accounting Problems

(1992年4月8日受理)

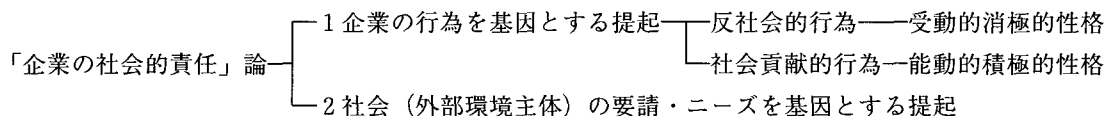
川瀬 昊典
Hirosuke Kawase

Key words: 社会的責任論のフレーム・ワーク, 会計の社会的役割

問題の提起

「企業の社会的責任」というタームは、企業・社会的・責任の三つの抽象的な名辞で成り立っている。そして、このタームは通常の世界生活のなかで、時と場所に応じてまたそれぞれの視点において、抽象性をもったまま用いられているために、昨今、提起されている「企業の社会的責任」論にあって、きわめてフジィな印象を与えているように思われる。

「企業の社会的責任」論の提起には、つぎの二つのパターンがある。



その一つは、企業のさまざまな外部環境主体（外部利害関係者またはその集団と同意語とする）に対する行為を基因として提起されている「社会的責任」論である。その基因の具体的な事象としては、粉飾経理、架空取引、談合、誇大広告・勧誘および公害等による環境破壊などであり、これらは故意・過失あるいは無過失責任のいずれを問わず、社会規範に違反する反社会的行為である。そして、これらの事象のリアクションとして、企業内での内部組織・規則の見直しや再教育等の改善策、または、社会規範の改正などが実施されることになる。これらは、「企業の社会的責任」論の受動的消極的側面である。他方、能動的積極的側面としては、社会的責任を積極的に解して、地域社会の文化・福祉施設に対する寄付、あるいは社会的見地からの企業内文化・福利厚生施設の充実など個別企業の価値観・倫理観に基づく自主的な意思によって行われる社会的貢献がある。

いま一つは、外部環境主体の企業に対する現実的要請あるいは将来的ニーズを基因として提起される「企業の社会的責任」論である。この具体例としては、企業情報開示の質的向上・量的拡大などの要請いわゆるディスクロージャーの問題、環境保護・公害防止等の環境問題、労働時間の短縮・高齢者および身障者の雇用促進等の労働問題などの社会的要請である。

このように、さまざまな企業の社会的行為と企業に対する社会的要請は、相互にからみ合いながら、“してはならない義務” また “しなければならぬ義務” にかかわる多様な「企業の社会的責任」論が、

いろいろな社会領域 —ジャーナリズム、産業界、あるいは法制・経営・会計の領域など— で展開されているのである。

ちなみに、法制領域における「企業の社会的責任」にかかわる審議の経緯を振り返ってみよう。

昭和49年商法改正時の衆・参両法務委員会の付帯決議のなかで、「企業の社会的責任」が今後早急に検討すべき事項の一つとして明記されている。続いてこの付帯決議をふまえて、昭和50年6月に法務省民事局参事官室から7項目にわたる「会社法改正に関する問題点」が各界に対する意見照会として公表され、その最初の項目として「企業の社会的責任」が取り上げられた。そこでは、「企業の社会的責任」に対して二つの観点が示されている。一つの観点は、商法のなかに会社の社会的責任に関する一般的規定として、取締役課すべき社会的責任に対応しうる行動義務を明文化する方向の考え方であり、もう一つは、企業が社会的責任を果たすよう株式会社法の個々の制度の改善を図る方向の考え方である。昭和56年商法改正時における「企業の社会的責任」の取り扱い、後者の観点に立って、「社会的責任に関する抽象的な規定をおくよりは、業務執行にあたる取締役の責任や会社の業務および財務内容の強化によって、より効果的にその目的を遂げることの配慮から、これを直ちに独立の審議項目として取り上げることが避けられた。」¹ 昭和56年以後の「企業の社会的責任」に対する法制領域での取り扱いも、この後者の立場を踏襲していると認識されている。

昨平成3年、証券金融業界などにおいて発生した一連の違法行為・不公正取引の反社会的行為は、当該企業はもとより政治・経済の領域をはじめ社会全体に大きな影響を与えている。このインパクトの重大性は、第一には、商法の従来重点改正項目の一つが「企業の社会的責任」の理念を根底にすえた「会社の機関（株主総会・取締役会）の機能の強化充実」であり、かつ「企業の社会的責任」の理念は将来の改正に向けても引き継がれているにもかかわらず、ふたたびこれら一連の反社会的行為が発生したことである。第二には、今回のこのような反社会的行為が、個別企業あるいは一個人の倫理の問題としてではなく、経済社会全体の基本的な問題として提起されていることである。これらのインパクトは、“従来の商法を含む種々の規範改正の意義は、はたして何であったであろうか。いま問われている企業の理念は何であるのか”などの問いを社会に投げかけている。これらの問いは、根本的な変革期に直面している現実にあって、各々の社会領域における新しい価値の形成に組み入れられ役だたされなければならないものと思う。

本稿は、このような「企業の社会的責任」の認識を念頭において、つぎのパラグラフにより、実践会計の視点から「企業の社会的責任」の意義を問い直し、「会計の社会的役割」の再認識と当面重要と思われる課題について、思考のフレームワークを考察するものである。

1 「企業の社会的責任」論の基本問題

- (1) 諸概念の吟味
- (2) 企業の営利性と社会性
- (3) 経済社会の倫理

2 会計の社会的役割

- (1) 企業における会計の地位
- (2) 会計の社会的役割

3 会計における当面の問題

- (1) 会計基準について
- (2) 会計公準について
- (3) 商法における公告

1 「企業の社会的責任」論の基本問題

(1) 諸概念の吟味

社会科学の用語の多くがそうであるように、「……の社会的責任」という用語は、日常の社会生活でも、あるいは各専門領域でも使用されているが、それぞれの領域また観点の違いによって意味内容を異にしている。「企業の社会的責任」を、仮に“企業と他の社会との社会的関係において発生する責任”と、分解したところで意味は不明である。「企業の社会的責任」の具体的かつ普遍的な定義はないといってもよいであろう。この抽象用語に具体性を与え意義づけるためには、思考目的を前提として、「企業」・「責任」・「社会的（性）」の各名辞の概念を明らかにしなければならない。

① 「企業」

本稿では、企業を営利企業のうちの株式会社企業としてとらえる。

営利企業の簡潔かつ一般的な定義は、「営利を目的とする資本の所有体」²であり、営利企業の目的的特質は営利性である。資本主義経済社会の中心にない手である株式会社企業の形態的特質について、大塚久雄氏は、「一 全社員の有限責任制、二 会社機関の存在、三 譲渡自由なる等額株制、四 確定資本制と永続性」をあげられ、「株式会社の発生を識別すべき決定的指標は全社員の有限責任制に存し、他のエレメントは、有限責任制の確立と関連しつつ展開され完成される。」³と述べられている。

会計思考における企業観は、企業をその所有主—個人・組合・法人—いかにかわらず、それ自体独立した別個の実体と考える「企業実体の公準」に依拠している。また歴史的見地における企業観も、企業を資本主あるいはその代理人の立場でとらえるのではなく、資本主から独立した実体を認めそれに会計思考の基礎を求める「企業主体理論」がもっとも一般的な考え方になっており、さらに、企業の実体を利害関係者集団によって組織される社会的制度とする「企業体理論」へと発展してきている。また、現実の企業のすがたも、出資者・取引先・債権者・従業員などの人的関係、生産・分配などの経営活動および種々の会計情報の提供を通して広く社会と結合している。

要するに、企業は、営利性と有限責任制を特質とする一つの社会的制度であり、企業概念は営利性と社会性をともに内包していると、いいうるであろう。

② 「責任」

責任は、もともと、人間の自主的な意思決定に基づく行為を前提にしている倫理的な言葉である。企業は、会計上、実体としてとらえられているが、企業の行為は、経営者（取締役）の意思決定に基づくものである。いわば、「企業の行為」は、物象化された言葉である。したがって、「企業の社会的責任」は、「経営者の社会的責任」として理解されなければならない。意思決定に携わる経営者は、少なくとも公正性と合理性にささえられた職務に対する「忠実義務（商法第254の3条）」を有する一般的経営者を前提にしている。これは「企業の社会的責任」論の前提である。

この経営者の自主的意思決定に基づく行為にかかわる責任には、つぎの三つがあると考えられる。

ア. “しなければならない行為”にかかわる責任

これは、職務上能動的な任務（義務）、たとえば经营理念の策定と遂行などの経営者の職務義務である。

イ. “してはならない行為”にかかわる責任

これは、職務上の受動的な任務（義務）、たとえば経営者の違反してはならない社会規範の遵守義務である。

ウ. “行為の結果”にかかわる責任

これは、行為の結果に対する法の運用による制裁、または社会的制裁（社会からの非難など）、あるいは、行為者自身の自責・反省である。

行為には、動機または目的（意思目的の正・悪）と結果（行為結果の良・否）の四つの要因が常に複雑にからみ合っており、人間の行為を基因として発生する社会事象もまた、この関係をもっている。

③ 企業の「社会性」

企業の社会性は、営利性を目的とする企業と、それを取り巻く外部環境主体との利害関係としてとらえることができる。企業と外部環境主体との歴史的な関係は、およそつぎのとおりである。

初期の資本主義経済社会における事業主的経営の外部環境主体は、ごく少数の出資者と取引先に限られていたが、経済社会の発展とともに所有（資本また出資ともいう）と経営の分離が進み大規模企業が経済社会の主流を占めるに至って、企業と外部環境主体との関係は複雑かつ多様化してくる。すなわち、外部環境主体の範囲が拡大するとともに集団化し、かつ重層的（例として、株主が同時に債権者であり取引業者であるような場合）になる。さらに、外部環境主体の企業に対する要請・ニーズは、量・質ともに拡大してくる。そして、この要請・ニーズは、情報科学の進歩と相まって、経済社会の進展に適應した企業内システムの形成を促し、これが経営者のさまざまな意思決定に役立ち、外部環境主体に対する種々の新しい有用な情報の作成と伝達を可能にしているのである。現在では、外部環境主体は、債権者・株主・投資家・取引先（仕入先・得意先）・従業員・消費者・業者団体・労働組合・消費者団体・地域団体・諸官庁等政府機関など広範囲にわたっている。

つぎに、これまでの諸概念の整理を前提として、「企業の社会的責任」を以下の観点から論及する。

第一は、企業が外部環境主体の現実的要請また将来的ニーズに対してしなければならない責任の問題であり、

第二は、企業の行為の結果生じた社会事象についての問題である。

(2) 企業の営利性と社会性

ここでは、「企業の社会的責任」を企業が外部環境主体に対して“しなければならない任務”と解して、「企業の社会的責任」について、思考のフレームワークを考えてみたい。

企業の社会性は、企業とそれを取り巻く外部環境主体との利害関係を媒体とした結合関係である。この利害関係は、企業の種々の外部環境主体に対する義務の問題としてとらえられる。例示すれば、企業の雇用労働者に対する賃金の支払義務等の労働法上の義務、あるいは労働者の種々の要求に対する義務、国家に対する納税義務、株主への配当支払義務、地域社会に対する環境保全義務、種々の外

部環境主体に対する情報提供の義務など、きわめて多くの利害関係がある。さらに経済社会の発展につれて、外部環境主体の企業に対する要請は一段と高まってくる。そして、新たに生起する社会的要請・ニーズのうちのあるものは、社会的コンセンサスを受けて法規範にすがたを変える。労働法・独禁法・環境公害法などは、その典型であろう。

しかしながら、このような外部環境主体の社会的要請は、それが法規範の形をとるにせよ、企業に対する直接的また間接的な要請であるにせよ、個別企業の自由なる意思を制限する性格をもつものである。つまり、「企業の社会的責任」論の本質は、企業の営利性—最大利潤の追求—と社会性あるいは公共性との関係である。その関係は、企業が外部環境主体に対する義務（任務）をいかに認識し、そして行動するか、によってきまる。いいかえれば、企業の社会性・公共性の自覚の問題であって、それは、企業の倫理観・価値観に基づくものである。

現在の高度化した資本主義経済社会において、ネイティブな自由主義経済の存立を信ずるものはいないであろう。しかし、個別企業（経営者個人）の価値観としては成り立つ。反対に、営利性を是認しながらも、社会的貢献を行うことを任務と心得て、可能な限りその社会的義務を果たすべきであるとする公的企業に限りなく近づくような思考も価値観としては成り立つ。現実的な「企業の社会的責任」論は、その間に求められるものである。しかし、「社会的責任」はいかなるものかは、「社会的責任」論が、もともと、企業の価値観と外部環境主体の価値観に基づく問題であって、具体的に明示することは不可能である。企業全体、経済社会全体に影響を及ぼすような社会的要請・ニーズは、社会の各領域における賛否両論の論議を経て社会のコンセンサスを受け、成文化秩序として規範化されてゆく。この社会規範は、すべての企業が遵守しなければならない社会秩序であることは、当然の法的義務である。このように、「企業の社会的責任」論の思考形式は、社会規範遵守論を中心に、社会貢献論と、営利性第一主義（最大利潤の追求—自由放任主義）とが左右に配置されるものになると考える。そして、現実の社会にあって、営利性第一主義の価値観には、規範違反の危険性が、極端な社会貢献論の価値観には、営利企業の性格を希薄化させ企業体質の弱体化をまねく危険性がひそんでいるように見える。少くとも、社会的コンセンサスを受けている社会規範の遵守義務が「企業の社会的責任」の基盤であり、現実の問題は、社会規範が遵守されず違法・不正行為がくり返されていることにある。

3) 経済社会の倫理

社会規範は、社会が認めた社会的秩序である。法規範は、社会全体の意思のうえに成り立ち、また法以外の慣習・道徳・宗教などの社会規範も、社会の価値観・倫理観を根底においているものである。したがって、社会規範はその社会の文化の表象であるとも考えられる。法規範に対する違反者が少ない現象は、法が適正に作用しているときである。違反者が多い現象は、法がその社会の価値観・倫理観にそぐわないようになったか、また法がその社会に適応する正しい理念をもっているものとするれば、社会の価値観・倫理観が異常なものとして問い直されなければならないときか、あるいはその両方である。

昨今、一般社会で論議をかもしている社会現象としての「企業の社会的責任」論は、企業の倫理の問題として提起され、経済社会全体の倫理観・価値観の問題に及んでいるように見受けられる。これをマックス・ウェーバーのいう「エートス」（行動様式をささえる内面的な動機づけ⁴⁾）の問題として

把握すれば、倫理学・社会学・経営諸学・法律学など社会科学全般にわたる本質的な性格をもっている。

社会科学は生きた人間社会を対象とする実践的な性格をもつものであるから、社会生活にインパクトを与える社会現象に対しては、第一に各個人がそれぞれの立場で考えねばならぬ問題である。人間は、現実から未来への思考をもち、そして不確かな未来への思考を確かめるために歴史をひもとく。

わが国の経済社会または企業の特徴を表現する用語として、「法人資本主義」・「日本株式会社論」・「集団主義」・「非社会的個人主義」・「機能集団思想」など、多くの用語が見受けられる。わが国の企業の特徴を示す用語としては、「機能集団思想」がふさわしいものと思う。

高田正淳教授は、「機能集団思想とは、一つの目的と機能をもつ生活集団、たとえば企業を中心として個々人が団結し、そこに成立する集団の力や力関係によって経済全体や個人の生活が支えられるという考えのことである。」と定義される。戦後以来現在までのわが国経済の発展の要因の一つとして、この思想を根底においた企業の力に求められることは確かである。企業が時代に即応した種々の管理制度—タイムスタディ、ヒューマンリレーション、T・W・I、M・T・P、T・Q・C、小集団活動、提案制度、目標管理制度、職能資格制度、CI運動、行動理論の導入など—は、機能集団思想の具体的展開である。この思想をささえる倫理は、協働（和）・勤勉・知識欲などがあげられよう。過去明治維新において、富国強兵という国家目標のもとに、先進資本主義国へ驚異的に飛躍した過程と、戦後行政主導による経済復興という名のもとに、農地改革・傾斜生産方式などの経済政策によって復興を行い、高度成長経済から安定成長経済へと発展してきた過程とを比較したとき、その類似性の根底には社会的な集団機能思想の存在があるように思われる。二つの過程の基本的な違いは、戦前においては、国家主義の社会での機能集団思想である。戦後は、民主主義社会での機能集団思想であり、個々人の価値観は多様である。

近代市民社会の自由・平等・博愛の精神、個人主義・自由主義は、だれしものが認める近代社会の大切な歴史的な所産であろうが、わが国では、市民革命を経ていないのであるから、個人の価値観としては、存在し得てもネイティブな社会思想として論ずることは不可能である。

経済社会の倫理は何か。はきわめてむづかしい課題である。これの究明は、社会学・文化人類学など広い領域において総合的に行われるべき学際的な課題であろう。少なくとも現在は民主主義を基盤とした社会であり、そこで保障されている個々人の多様な価値観は、本来、顕在化されなければならないものである。いま“物の豊かさから心の豊かさへ”など“人間尊重”が叫ばれているのは、経済社会の飛躍的発展の過程にあって、人間が物象化され、精神が集団機能のなかに埋没されて、精神と物資とのバランスを失っているからであろう。もちろん、多くの企業は、独自の信念または価値観をもって企業の経営を行っているであろうし、過去においても企業の社会性、公共的性格を認識し未来を指向した企業家も存在している。しかしながら、経済社会の急速な発展のなかで、企業は成果第一主義をとらざるを得なかったであろうが、人間尊重や社会性、未来指向の精神を織りこんだC・I運動また経営理念が形骸化していたのは、否めない事実である。

求められている経済社会の倫理は、企業の機能集団思想の見直しや否定でもなく、物象化された人間の尊厳を人間の立場から問い直すことであると考ええる。

2 会計の社会的役割

(1) 企業における会計の地位

企業会計（以下会計という）は、企業会計原則に基づき企業の経済活動の結果を報告する企業の業務組織の一部門である。会計は、企業の経済活動の記録・計算・報告の機能を通じて業務組織の他部門（経営者を含む）につながっている。また、外部環境主体（外部利害関係者）への報告を通じて、それとの関係をもっている。前者は、内部報告会計（管理会計）であり、後者は、外部報告会計（財務会計）であり、企業における会計の位置を表わすものである。

会計は、いわば企業の経済活動の投影であり、その成果を伝達するものであるから、正確性を求められ「公正性」が絶対的な原則となる。会計思考の企業観は、さきに述べたように、企業の所有者がどのような者であろうとも、企業を独立した実体としてとらえる。この「企業実体の公準」は、会計が成り立つ前提であり、会計に恣意性がある余地はないのである。この公準は、企業会計原則の「真实性の原則」の基礎をなすものである。同時に、この「企業実体の公準」と「真实性の原則」は、経営者を含めた会計人の倫理の基盤となるものであると考える。会計は、真実かつ公正でなければならない。

このような会計の地位をふまえて、会計の社会的役割に論及しよう。

(2) 会計の社会的役割

ウルフが、「会計の歴史は、概して文明の歴史である。⁶」と述べているように、会計は、経済社会の歴史とともに生成発展してきた。会計思考は、外部環境とどのような相関性をもって進歩するか一について、リトルトンが、つぎのように述べている。「会計は、外部環境との関係において、相関的で進化的である。会計上のテーマを産みだすところのもろもろの事象はたえず変化しつつある。されば、既往の理念は時勢の変化するにつれて指導力を発揮し得なくなり、従前の方法はあたらしい問題に当面すれば適応性をうしなう。かくして、環境はあたらしい思考を産み出し、創造の才ある人々を刺激してあたらしい方法を工夫せしめるにいたる。このようなあたらしい思考と方法は、やがて周囲の環境を修正しはじめる。その結果をわれわれは進歩とよぶ。⁷」およそ60年前のこの言葉は、社会科学としての会計のあり方、会計の社会的役割の基本的なスタンスとして、いまなお新しいひびきをもっている。

経済社会の発展にともなって、外部環境主体の会計情報に対する要請はますます高まり、会計の枠組みのなかで、情報会計の社会的役割は一段と重要性を増してきている。リース会計・貨幣価値変動会計また社会責任会計・社会会計へと現実的また将来的課題が社会的要請として提起されている。これらの課題は、取得原価主義に基づく伝統的会計思考に対して新しい会計思考を求めるものであり、「過去思考から未来思考へ」の論議が行われているのである。

会計の社会的役割は、外部環境主体からの会計情報に関する要請とニーズに基づいて、その外部環境主体に会計情報を伝達することである。この社会的役割は、会計の目的定義のなかに示される。

ペイトン・リトルトンの定義によれば、「会計の目的は、企業に関する財務上の資料を経営者、出資者および公衆の要請にかなうように蒐集編成して提示すること⁸」（A・D 1940）であり、アメリカ会計学会ASOBAT（基礎的会計理論）の一般的定義は、「情報の利用者が事情に精通して判断や意思

決定ができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセス⁹⁾ (A・D 1966) である。この二つの定義は時代を異にしているが、そこには、歴史を超えた普遍的な会計の理念を見いだすことができる。

その理念の一つは、会計情報の提供を媒体として社会（外部環境主体）との関係をもつということである。これは、会計のコミュニケーション機能であり、会計の社会性を意味する。

二つには、外部環境主体の要請に応じて会計情報を提供するということである。これは、この要請に適合した会計情報の提供をもって会計責任を遂行するという会計の役割(使命)を意味する。

この“外部環境主体の要請に応じた会計情報”は、情報の利用側にとっては有用性をもつものでなければならず、情報の提供側においては利用側の要請にそった目的適合性をもつものでなければならない。

しかしながら、二つの定義の性格には、歴史の進展にともなう相異をもっている。

周知のように、リトルトンの会計思考は、取得原価主義を基盤とする伝統的会計思考であり、おのずと、会計情報の有用性の性格の範囲が限定されてくる。すなわち、財務会計の損益計算体系は、取得原価と複式簿記システムに基づく損益法によって成り立っている。そこでは、配当可能利益の計算過程と企業の収益力を判断しうる比較可能な期間損益を表わす損益計算書が重視される。このような財務諸表は、主として投資家と株主にとって有用性をもつものである。

情報科学の発達を中心とした経済社会の進展にともなって、外部環境主体の会計情報に対する要請は質量ともに高まってくる。ここにおいて、外部環境主体のさまざまな多元的情報の要請に適合する利用者指向の会計情報の作成と伝達が、会計の社会的役割となる。この段階に至り、会計の枠組み・区分は、伝統的会計思考に基づく財務会計（外部報告会計）と管理会計（内部報告会計）の分類だけでは対応できなくなり、利用者指向システムとしての情報会計（外部報告会計・内部報告会計）と制度会計（外部報告会計）の分類が導入されることになる。ASOBAT の定義は、多元的情報の要請に適合する利用者指向であり、会計情報は、情報利用者の意思決定に役立つものであることにその有用性をみいだす。情報利用者の意思決定は、未来に向けてのものである。その情報の価値は、利用者の不確実性を有する未来への意思決定をより確実なものとする情報の提供において、“より確実なものとする”その程度によって有用性が評価される。

情報会計は、利用者の多元的要請に適合するシステムであり、取得原価のほかの時価、割引現在価値などに基づく会計情報を伝達し、利用者との相互コミュニケーション機能をもつものである。情報利用者にとって有用性を保障する会計基準として、ASOBAT は、目的適合性・検証可能性・不偏性・量的表現可能性をあげ、もっとも重要な基準を目的適合性においている。¹⁰⁾

3 会計における当面の問題

「企業の社会的責任」論がいまふたたび提起され、経済社会の倫理の確立が問われている現実と、経済社会の発展にともなって高まっている「会計の社会的役割」のはざまにおいて、当面对処されなければならない問題について論及する。

(1) 会計基準について

外部環境からの会計に対する要請は、取得原価主義に依拠する伝統的会計思考とは異質な新しい会計思考に基づく会計基準の形成を求めている。一例としてリース資産は、資本の循環過程にあって、他の固定資産と本質的に同一の経済的効果をもつものであるにもかかわらず資産化(オンバランス化)されないのは、リース資産化の前提条件である占有使用权および現在価値の概念が、法的所有権および取得原価主義を基盤とする伝統的会計思考とあいられないものであることが一つの要因と考えられる。この占有使用权、現在価値が法的所有権、取得原価と対立概念であるにしても、リース資産化が伝統的損益計算体系を実質的に崩壊さすものではないことは明らかである。もっとも平成2年の改正商法は、リース資産化の将来の道を開いているが、この新しい経済事象に適合する会計基準の設定が、社会的同意を得てなされなければならない。

このような新しい会計基準の形成に際して、これとマイナスの影響を受ける利害関係者が反対の論拠とするところは、企業会計原則の“一般に公正妥当と認められた会計慣行”である。従来方式をすべて“公正妥当な会計慣行”とするのであれば、進歩は生まれない。新しい会計事象に適合する会計基準をいかに形成するかについては、実践会計領域(経営者を含む)の真剣に探究する姿勢と会計規範領域・理論領域の指導性が重要であり、三者の協力関係を軸にして新しい会計基準が“一般に公正妥当と認められた会計慣行”として誕生するものとする。

(2) 会計公準について

一般に共通してあげられている会計公準は、企業実体の公準・継続企業の公準・貨幣的評価の公準の三つである。論者によっては、このほかに、いくつかの公準を加えられている。高田教授は、つぎの五つの公準を例示されている。¹¹

- | | |
|------------|------------|
| ① 目的適合性の公準 | ③ 企業実体の公準 |
| ② 公正性の公準 | ④ 企業継続の公準 |
| | ⑤ 貨幣的測定の公準 |

目的適合性の公準¹²は、「……会計のデータないし報告が利害関係者にとって有用であることをさす」とし、このことから、「会計報告は、利害関係者の要請が多様である場合には、それぞれに対応して異なるものであることが示唆されている。」さきに述べたように、会計情報は、情報の利用者側にとっては有用性をもつものでなければならず、情報の提供側においては利用者の要請にそった目的適合性をもつものでなければならない。

公正性の公準¹³は、会計は利害関係者に対して不偏であって、「公正な会計ないし報告が確保されねばならないとする基本的な社会的要請である。」とし、①目的適合性の公準、②公正性の公準は、基本的要請としての当為的な公準であり、③企業実体の公準 ④企業継続の公準 ⑤貨幣的測定の公準は、会計上の測定・伝達に関する会計原則をささえる公準であると述べられる。

目的適合性の公準は、会計の社会的責任ともいえる基本的な任務であり、公正性の公準は、会計の倫理を意味する公準と考えられる。この二つの当為的公準を加えることによって、会計の社会的役割が明確になり、会計公準は整序されることになると考える。

3) 商法における公告

商法会計は、すべての株式会社を対象としている。証取法適用会社以外は、商法の適用だけである。

これらの会社と一般社会・公衆とのつながりは、株主を除いては、「公告」(商法第283条③項)以外には求めることはできない。一般的に株式会社は、社会的制度と考えられ、あまたの利害関係者とのつながりを考えるとき、「公告」制度の意義は大きいはずである。すなわち、既存の利害関係者の利用、これから取引しようと考えている者・就職希望者等の潜在的利害関係者の利用など、多くの利用価値があるはずである。「公告」制度についての問題点は、およそつぎのものがあげられよう。

1. 公告を行っていない会社を容易に把握することができるか。
2. 公告の内容・様式は、有用性をもっているか。
3. 公告の内容は、信頼にたるものか。

2の設問を除いて、1,3の問いについては確答できないのが事実であろう。証取法適用会社および関係会社、中堅優良会社など、経営基盤が強固で倫理性が強く社会的責任感をもった会社以外は、その実態は不透明であると思われる。

現在、これらのことをもふまえて、法制領域では、大小会社の区分の問題のなかで、「監査・調査・指導」、「開示」など多くの事項が検討されていると思われるのであるが、「貸借対照表等の登記所における公開」は、実現さるべきものとする。株式会社である以上、「公開」は当然の社会的義務である。

以上、社会現象として提起された「企業の社会的責任」論を契機として、経済社会の倫理・会計の社会的役割・当面の問題について論及したが、これらの問題は、学際的な性格をもっており、また、そのなかの一つ一つの課題についてもさらに深く考究しなければならない。また、平成3年12月に監査基準・準則が改訂され、監査の社会的責任と役割が一段と高まっている。「企業の社会的責任」論は、広い領域に及ぶものであり、本稿はその序論ないしはフレームワークにすぎないが、現在、社会の各領域に求められているのは、人類の未来像の構築ではなかろうか。歴史は人類の生存のために展開されなければならない。

引 用 文 献

- 1) 元木伸「改正商法逐条解説」商事法務研究会 P.5
- 2) 神戸大学会計学研究室「会計学辞典」
うち、「企業会計」山下勝治・谷端久 P.261
- 3) 大塚久雄「株式会社発生史論」中央公論社 P.16
- 4) 〃 「社会科学における人間」岩波新書 P.2
- 5) 高田正淳「現行監査制度の問題点と中小会社の監査問題」企業会計 S60.1月号 P.23
- 6) 片岡義雄訳「ウルフ会計史」法政大学出版局 P.1
〃 泰彦
- 7) 片野一郎訳「リトルトン会計発達史」同文館 P.490
- 8) 中島省吾訳「社会会計基準序説」森山書店 P.1

- 9) 飯野利夫訳「アメリカ会計学会基礎会計理論」国元書房 P.2
- 10) 前掲 9 P.13
- 11) 高田正淳他「テキストブック会计学(1)会计学総論」有斐閣 P.99～100
- 12) 前掲 P.99～100
- 13) 前掲 P.100～101

参 考 文 献

- 神戸大会計学研究室「会计学辞典」同文館
 - うち 「企業実体」久野光朗 P.270
 - 「企業主体理論」高松和男 P.271
 - 「有用性」武田隆二 P.1232
- 「哲学小辞典」岩波書店
- (中谷哲男) 編著「経営理念と企業責任」ミネルヴァ書房
(川端久夫)
(原田 実)